

1910年代における朝鮮総督府の国境警備政策

松 田 利 彦*

はじめに

I 植民地期初期の国境警備体制の整備

(1) 間島領事館への憲兵の派遣

(2) 国境接壤地帯への憲兵の重点的配置

II 国境接壤地帯における憲兵の活動

III 国境警備体制改編の模索

(1) 憲兵の国境対岸進出・常駐化の構想

(2) 領事館警察拡張の要求

おわりに

は じ め に

朝鮮半島の北限は、豆満江と鴨緑江をはさんで 1300 km 以上にわたり中国（および一部ロシア）と接している。この中朝国境地帯の治安維持は、植民地期のほぼ全期間を通じて朝鮮総督府の重大な懸案事項となっていた。それは、第一に、前近代より対岸地域への朝鮮人の入植が進み朝鮮人人口が多かったためである。特に豆満江対岸の間島は咸鏡北道からの移民が多く、1910 年時点では間島総人口の 76% に当たる 10 万 9500 名が朝鮮人によって占められていた。第二に、国境対岸地域が抗日運動の根拠地となっていたことをあげられる。抗日運動の担い手は時期により変化した。第三に、国境対岸が、朝鮮内から地理的に近くかつ朝鮮総督府の直接的支配力が及ばないという戦略的意味をもっていた点では一貫していた。第三は、「満洲」（以下、括弧を省略する）やロシア・ソ連に対する日本陸軍の重要な作戦上の要地と位置づけられていた

* まつだ としひこ 国際日本文化研究センター教授 総合研究大学院大学教授

という点である。日露戦争後の陸軍の大陸政策構想において、しばしば対露作戦の面から満洲・間島の地政学的重要性に言及がなされたことはよく知られている。

本論文の目的は、植民地初期の1910年代を対象として、朝鮮総督府警察・朝鮮憲兵隊¹⁾・朝鮮軍²⁾からなる植民地治安機構が、中朝国境接壤地帯の治安維持問題をどのように認識し対応したのかを明らかにすることにある。

本稿の扱う時期は、「間島に関する日清協約」(1909年9月締結。以下、間島協約と略記)および韓国「併合」(以下、括弧を省略する)から朝鮮三・一独立運動(1919年)までの時期にあたる。この時期、国境対岸地域においては、朝鮮内で運動を展開することが困難になっていた義兵勢力の一部などが間島を独立運動の根拠地とする一方で、愛国啓蒙運動の系譜をひく新民会が鴨緑江沿岸をその地盤としつつあった。のみならず、朝鮮内に侵入する中国人「馬賊」や、間島在住朝鮮人をはじめとする対岸中国領に居住する「帝国臣民」の「保護取締」など、国境の治安に関わる課題は多岐にわたった。こうした諸問題に対する朝鮮治安機関の認識と対応を追うことで、中国との陸接国境をもつ朝鮮において、国境警備がどれほどの重要性和多面性をもつ問題だったかを明らかにしうるだろう。また、形成期の国境警備政策の検討は、やがて1920年代以降、朝鮮総督府にとって治安の最重要問題として浮上してくる国境警備問題を理解する前提としても避けて通ることはできない。

さて、これまでの研究において、1910年代における朝鮮総督府の国境警備政策をあつかった専論はない。ただし、この問題に関わる論点を提示してきた研究として、外務省や現地領事館、総督府などによる日本の在間島朝鮮人統制政策の歴史をあつかった研究をあげられる。植民地期全般を論じた次の二つの研究書が代表的なものである。

まず、李盛煥『近代東アジアの政治力学』³⁾は、浩瀚な史料を用いつつ、朝鮮—中国—日本という三国関係の枠組みのなかで日本の間島問題への対応を跡づけようとした労作である。日本の対間島政策の一つの重要な規定要因として在間島朝鮮人の抗日運動を含む政治的行動を位置づけており、同書が明らかにした外務省や総督府による在間島朝鮮人統制政策には本稿も学ぶところが多い。また、荻野富士夫『外務省警察史』⁴⁾は、日本が朝鮮・中国などの現地領事館に付設した外務省警察(領事館警察)の全貌を解明した研究で、領事館警察が領事警察権を楯に展開した在留民の保護取締・権益擁護、および、その特高警察機能について詳細に論じている。朝鮮総督府が国境警備問題の対象として認識していた満洲・間島はこうした領事館警察の活動舞台でもあったから、国境警備問題をめぐる総督府と外務省・現地領事館との協調と確執について、同書は多くの知見を提供してくれる。この他、小林玲子の論文が、これらの枠組みに依拠しながら、具体的な在間島朝鮮人独立運動家取締の事例を掘り起こしている⁵⁾。

しかし、いずれも朝鮮総督府の国境警備問題そのものを主題とした研究ではないので、この問題を考察するためには、なお掘り下げて検討すべき課題も残されている。

第一に、既存研究が残存史料の豊富な外務省警察に集中し、国境警備政策史あるいは在満朝鮮人統制史として見た場合、朝鮮総督府や朝鮮憲兵隊の動向が十分視野に入れられていないという点である。間島を含む中国の外務省警察は、時期によって差異があるとはいえ、当該地域における日本の複数の治安諸機関の中では弱体だったことは萩野、前掲書によって繰り返し指摘されている。中朝国境地帯の場合も、領事館警察はしばしば総督府や朝鮮軍守備隊に治安維持活動の相当部分を依存しなければならなかった。にもかかわらず、外務省系統の史料は、総督府系統の史料よりも基本的には多く残存している。このことを念頭に置いておかないと、外務省警察の力を過大評価してしまいかねない。外務省系統の史料にのみ依存して国境警備問題の歴史を描いていくと、総督府警察や憲兵・朝鮮軍を含むこの地域の日本の治安維持機関の力関係を正確に把握できない恐れがあるのである。本稿が、外務省系統の史料（『外務省記録』や『外務省警察史』）のみならず、不十分ながら総督府や朝鮮憲兵隊関係の史料の発掘につとめたのもそのためである。

第二に、こうした先行研究においては、豆満江沿岸の間島地域と鴨緑江岸（西間島）を切り離して両地域を別個の考察対象に設定してきた傾向がある。こうした視角は、外務省の論理——すなわち中国との条約上の位置づけ——に依拠しており、ある程度実態に即した把握ではある。しかしながら、総督府の立場から見た場合、両地域が国境地帯として一体的な性格をもつ地域として認識されていたことも間違いない。時期によって差はあるにせよ、「国境警備問題」としての一体性を意識しながら、総督府の間島・西間島政策をある程度統合的に捉える必要があるだろう。

以上のような研究状況を念頭におきながら、本稿は、まず、第Ⅰ章で、韓国「併合」前後における朝鮮総督府による国境警備体制の構築過程を概観し、第Ⅱ章では、その体制のもとでの朝鮮憲兵の活動の実態を検討する。第Ⅲ章では、1910年代後半、総督府内に生じた国境警備体制の改編構想を取りあげることとした。

I 植民地期初期の国境警備体制の整備

（1）間島領事館への憲兵の派遣

朝鮮では、韓国併合直前の1910年6月に憲兵警察制度が創設され、本来軍事警察官たる憲兵が文官警察官とともに普通警察業務にたずさわる体制がつくられた⁶⁾。両者の担当は地域によって分けられていたが、中朝国境接壤地帯については、文官警察でなく憲兵が治安維持を担当することになっていた。朝鮮憲兵隊が、国境地帯の治安に抱いていた関心と懸念は、以下のような1911年の状況についての憲兵隊の記録にうかがうことができる⁷⁾。

注意ヲ要セル事項ノ一ハ朝鮮人ノ国境外移住ニ関スルコトナリ……併合以後ニ於ケル〔朝鮮人移住の〕続出ノ状態ハ移住ニ対スル我方針トシテ確カニ一考ノ価値アリ〔。〕今其ノ移住者ヲ概観スルニ過半ハ農民ニ属シ間島〔豆満江対岸〕、西間島〔鴨緑江対岸〕又ハ露領ニ入りテ小作農業ニ従事セムトスルニアルモ其ノ移住ノ目的地タル必スシモ彼等ノ予想セルカ如キ有利有望ノ資質ヲ有セサルノミナラス所在不良鮮人ノ徘徊アリテ終ニハ之ヲ誤ラルルニ至リ他ノ不平ヲ抱ケル一部ノ移住者ト共ニ久シク国境外ニアル排日思潮ニ囚ハレサルモノ罕ナル。

韓国併合以降における間島・西間島などへの朝鮮人移住者の増加、これらの地域を拠点とする抗日運動勢力の存在、これら抗日勢力が移住者に及ぼす影響など、国境対岸地域には治安維持上のさまざまな不安定要因が伏在していたのである。

しかし、これらの対岸地域に憲兵警察を通じた支配を直接及ぼすことは、当時の日中関係の枠組みのなかでは困難だった。中国領たる西間島はもちろん、併合以前に朝鮮と中国の間で領土問題が発生していた間島についても、植民地期には条約上朝鮮総督府が行政権を行使することはできなくなっていた。すなわち、韓国統監府期においては、1907年8月、間島在住朝鮮人の統制のために統監府臨時間島派出所を設置し、最終的には約200名の日本人憲兵を常駐させていたが⁸⁾、1909年9月、日本と中国との間で間島協約が締結され、商埠地以外の在間島朝鮮人に対する法的支配権は一応中国側に帰属することになったためである。この結果、1909年11月、統監府臨時間島派出所は撤退し、いれかわりに間島の5箇所に領事館および分館が設置され、日本の在間島朝鮮人統制は領事館および領事館警察を中心とした外務省系統の機関によって担われることになった。

このように朝鮮の治安上の重要拠点であるにもかかわらず間島を直接支配することができなかった総督府は、間島に警察力を実質的に存続させる方途を探るとともに、朝鮮内においては国境接壤地帯に重点化した憲兵の配置を進めた。いわば豆満江をはさみ両岸に治安維持力を配置していかうとしたのである。

それでは、最初に、総督府が間島地域での警察力維持のためにとったいくつかの措置について検討しよう。まず、総督府と外務省のあいだで、間島への総督府官吏の派遣制度が取り決められたことが知られている。1912年11月、勅令第48号「朝鮮総督府書記官及事務官ノ特別任用ニ関スル件」により間島（および安東）の各領事・副領事がそれぞれ総督府書記官・事務官を兼任することになっていた。

またこれ以外に重要な役割を果たした制度として、間島には総督府派遣の憲兵将校および朝鮮人警察官が配置されていた⁹⁾。同制度の創設は統監府臨時間島派出所の撤退時にさかのぼる。1909年11月の同派出所撤退に際して、主に朝鮮人巡査からなる韓国政府官吏30名が残留し

1910 年代における朝鮮総督府の国境警備政策（松田）

た。間島総領事がこの人数を過大と見たため、1910 年 5 月には上記残留者のうち巡査 7 名は朝鮮へ転勤させられた。

しかし、同年 5 月、曾禰荒助韓国統監名義で小村寿太郎外相宛てに、「韓国ノ事情ニ通ズル在韓帝国官吏ヲ浦塩及間島総領事館ニ配置シ館長監督ノ下ニ於イテ専ラ在留韓人視察ノ任務ニ当ラシムル様致度」との照会がなされた。外相がこれを承認した結果、7 月、憲兵中尉・曹長・軍曹各 1 名、伍長 2 名が間島に到着している。翌月、有吉忠一統監府総務長官は永滝久吉間島総領事に対し、派遣した憲兵中尉（統監府警視兼任）によって「間島派遣韓人官吏ヲモ指揮監督」することにする旨を通告してきた¹⁰⁾。これに対し、間島総領事館側は、統監府臨時間島派出所の撤退以来、領事館に配置されていた朝鮮人警察官と新たに総督府が派遣してきた憲兵とは性格も職務も異なるので「執務上不便不勘」と述べ、異議を唱えた。石井菊次郎外務次官も、間島総領事館の警察機関を二分し不統一を招くとして反対した。

統監府側は、新たに派遣した日本人憲兵中尉（警視兼任）によって間島協約以降の残留官吏（朝鮮人警察官）を指揮監督することをねらっていたのに対し、現地総領事館側は、こうしたかたちで統監府が影響力を残すことを好ましく思っていなかったのである。結局、寺内正毅統監と小村外相が協議した結果、9 月、朝鮮人警察官の半数を総領事の指揮下におき総領事館・分館警察署所属とし、残りの半数を朝鮮から派遣した憲兵中尉の指揮監督下におくことに決定された。

併合後も間島総領事館と総督府の綱引きは続いた。間島総領事館側は、「間島各地トモ頗ル平穩」なので現在のごとく局子街・頭道溝領事館分館と琿春出張所に憲兵を駐派しておく必要はないとして、総督府派遣の憲兵の撤退を求めた。しかし、総督府は朝鮮憲兵隊司令部の意見を徴した上で「国境地方ニ於ケル警察事故依然其数ヲ減セス」と主張し、派遣を続けた¹¹⁾。以後、表 1 に見るように、総督府からの派遣憲兵は 1918 年秋の間島警察体制の改編（後述）ま

表 1 朝鮮総督府が間島に派遣した憲兵・警察官

	憲 兵							警 察 官					合計 (a+b-1)
	尉官	曹長	軍曹	伍長	上等兵	補助員	小計	警視	警部	通訳生	巡査・巡査補	小計	
	日本人	日本人	日本人	日本人	日本人	朝鮮人	(a)	日本人	朝鮮人	朝鮮人	朝鮮人	(b)	
1910 年	1	1	1	2			5	1	1	1	12	15	19
1911 年	1			3	1		5	1	1	1	11	14	18
1912 年	?	?	?	?	?	?	?	1	1	1	12	15	?
1915 年	1		4			5	10	1			17	18	27
1918 年 4 月	?	?	?	?	?	?	?	1	2		16	19	?

出典：朝鮮総督府編刊『朝鮮総督府統計年報』1910～1912 年版、前掲『外務省警察史』第 19 巻、184～185 頁、同前、第 26 巻、326、331 頁、寺内総督宛山県政務総監電報、1915 年 5 月 8 日（山本四郎編『寺内正毅関係文書一首相以前』京都女子大学、1984 年、613 頁）。

注 1：原則として各年末の数字をあげた。

2：空欄は数値ゼロを、？は数値不明をそれぞれ表す。

3：合計欄から 1 を減じたのは憲兵尉官と警視は同一人物の兼任であることによる。

で漸増した。

それでは、このように結局間島に居座った総督府からの派遣憲兵はどのような活動をしたのだろうか。彼らの業務は、主には「多数ノ内鮮人ヲ使用シテ探偵ノ任務ヲ行ハシメ」ることにあつたとされる¹²⁾。また、間島総領事（総督府書記官兼任）、同副領事（総督府事務官兼任）と「警察及衛生事項其ノ他ニ関シ必要ト認メタルトキハ」協議することになっていた¹³⁾。しかし、現地領事館側から見ると、領事館の意思伝達系統からは全く独立して機能していたようである。派遣憲兵は「其任務ニ関シテハ領事館側ト殆ント没交渉ニシテ如何ナル事項ヲ偵知シ如何ナル事実ヲ其筋ニ報告スルモノナルヤ全ク不明」¹⁴⁾だと評されていた。

「如何ナル事項ヲ偵知シ……其筋ニ報告」していたのか、すなわち総督府との連絡事項がどのようなものだったかは部分的にしか判らないが、1911～12年頃の『外務省記録』に残されている派遣憲兵の報告では、間島地域の義兵の動静に関わる報告がもっとも多く、墾民会¹⁵⁾に関するものがこれに次ぐ¹⁶⁾。次章で述べる朝鮮側から対岸へ秘密裏に送られていた憲兵や密偵などとともに、間島派遣憲兵は、在間島抗日運動勢力の情勢を把握するための重要な情報網の一つとして機能していたと見てよい。その他、後述する局子街事件（1913年）や21箇条要求をめぐる日中交渉時（15年）のような重要事件に際して、間島派遣憲兵が朝鮮憲兵隊司令官と直接連絡した記録が残っている¹⁷⁾。

なお、鴨緑江岸の場合についても簡単に見ておこう。まず、外務省との取り決めにに基づく総督府官吏の常駐については、先述のように、間島総領事・副領事と同様に安東総領事・副領事が総督府書記官・事務官も兼任した。また、「安東の領事館には能く鮮語にも通じ且つ極めての朝鮮通」¹⁸⁾が配置されていたとされる。しかし、間島の場合のように総督府からの派遣憲兵・（朝鮮人）警察官に当たる人員の派遣制度はなかった。

（２）国境接壤地帯への憲兵の重点的配置

次に、朝鮮総督府の国境警備対策として、朝鮮内に目を移し、国境接壤地域における警察力の配置体制についてみてみよう。

表2には、憲兵警察機関の道別配置状況を示してあるが¹⁹⁾、これを見ると国境隣接道に重点を置いた配置体制がとられていたことがわかる。すなわち、1910年代、憲兵警察官一人当たりの人口は朝鮮全体の平均ではおよそ1100～1300名だったが、平北・咸南・咸北ではいずれもこの平均値よりも稠密に憲兵警察が配備されている。特に間島を対岸に臨む咸鏡北道ではこの傾向が著しい（たとえば、1918年の場合、憲兵警察一人当たり人口は、朝鮮全体では1286名だが、平北では1070名、咸南では1142名、咸北では533名となっている）。

このような国境隣接道への憲兵の重点的配置は韓国併合を前後して早期に整備されたと見られる。まず、先述の統監府臨時間島派出所の閉鎖と韓国憲兵隊間島分隊の引き揚げにともない、

1910 年代における朝鮮総督府の国境警備政策（松田）

表 2 各道別の憲兵・文官警察官の人員数（1910～19 年）

道		年	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919
憲兵隊司令部		憲兵	*1			128	50	*2				
警務總監部・直轄警察署		文官警察	1,300	1,700	1,078	1,281	1,094	136	138	141	117	
京畿道		憲兵	225	901	901	859	861	859	860	875	856	
		文官警察	447	476	481	449	604	1,302	1,222	1,129	1,159	2,321
忠清北道		憲兵	92	301	301	315	310	302	288	288	281	
		文官警察	242	239	237	299	236	227	227	220	213	627
忠清南道		憲兵	89	363	363	364	342	340	343	338	322	
		文官警察	419	402	420	419	373	387	384	376	367	912
全羅北道		憲兵	108	329	329	341	345	344	361	363	248	
		文官警察	343	324	345	343	321	319	355	331	313	862
全羅南道		憲兵	133	506	506	503	502	512	524	529	515	
		文官警察	427	403	372	316	408	443	478	512	500	1,288
慶尚北道		憲兵	162	322	555	561	569	577	581	620	613	
		文官警察	472	459	445	377	489	542	600	564	568	1,408
慶尚南道		憲兵	58	555	327	328	346	363	390	420	421	
		文官警察	456	454	466	487	451	516	517	552	547	1,100
黃海道		憲兵	152	710	710	759	772	779	762	748	737	
		文官警察	285	307	273	283	272	272	272	253	261	1,121
江原道		憲兵	276	995	981	986	985	961	525	923	908	
		文官警察	318	293	297	321	276	281	294	284	270	1,266
平安南道		憲兵	135	451	450	474	487	485	793	534	523	
		文官警察	305	319	284	304	298	294	294	292	288	1,043
国境隣接道	平安北道	憲兵	201	721	721	707	726	757	946	834	824	
		文官警察	349	349	331	353	360	361	363	341	348	1,323
	咸鏡南道	憲兵	160	815	845	848	856	860	871	870	852	
		文官警察	255	250	239	270	308	257	247	217	224	1,167
	咸鏡北道	憲兵	228	280	780	785	800	790	797	790	758	
		文官警察	242	235	240	243	233	235	230	223	227	954
合 計		憲兵	2,019	7,249	7,769	7,958	7,951	7,929	8,041	8,132	7,858	
		文官警察	5,860	6,210	5,508	5,745	5,723	5,572	5,621	5,435	5,402	15,392

出典：各道定員は朝鮮総督府『統計年報』各年版。

注 1：憲兵の人数は「普通警察業務に従事する憲兵」の人数である。

注 2：1910～12 年の憲兵隊司令部の憲兵数（*1）は原資料において京畿道の憲兵数に編入されている。

注 3：1915～18 年の憲兵隊司令部の憲兵数（*2）は原資料に記載されていない。京畿道の憲兵数に編入されているものと推測される。

1909 年 11 月、韓国憲兵隊の朝鮮内の部隊として鏡城分隊が新たに編成された（1910 年 6 月編制改正により、鏡城憲兵隊となる）。鏡城憲兵分隊管下の部隊のうち、慶興・訓戒鎮・会寧・茂山などの豆満江沿岸の各隊にはそれぞれ 100 名以上の人員が置かれ、明らかに国境警備に重点を置いた配備となっていた²⁰⁾。韓国併合を前にした 1910 年 6 月、韓国憲兵隊は、憲兵 1000 名を増員したが、その狙いは「巡查ト合シ主要ノ地点ニハ約方三里半ニ一哨所ヲ置クコトトシ尚ホ

鴨緑江及図們江沿岸ニ護境哨所ヲ増置スルコト」にあったとされる（傍点一引用者）。また、これとあわせ翌月には韓国駐劄軍の配置異動が行われ、ソウルの警備を強化するとともに対岸より朝鮮内をうかがう義兵勢力への対策として「北関、図們江沿岸ノ警備」も強化した²¹⁾。

さらに併合後、防疫問題を発端として国境警備憲兵の強化がはかられた。すなわち 1910 年秋、北満洲でペストが発生し鉄道沿線に広まっていったが、朝鮮内への伝染をおそれた総督府は、11 年初頭から、中朝国境の交通遮断・国境接壤地帯での「防疫団」の結成などの対策を強化した²²⁾。この一連の防疫活動において憲兵警察は鴨緑江岸付近に派遣所を増設し²³⁾、朝鮮内へのペスト伝染を防ぐ中心的役割を果たした。のみならず、以下のように、総督府は、防疫のために増設された憲兵派遣所を恒久的な施設に転用した。

1911 年 6 月、小松緑外事局長が寺内総督に提出した意見書『極秘 国境設備ニ関スル意見』（韓国国立中央図書館所蔵）は、以下のように訴えている。「清国人兇賊及朝鮮人暴徒カ国境ヲ越エテ出入リスルコトハ近時防疫ノ為我憲兵及警察官ヲ増派シタル以来稀ニ聞ク所」であり、「今日俄カニ此等増設派遣所ヲ撤廃スルトキハ旧ニ依リ取締上遺憾ナキコトヲ保シ難シ」。また、鴨緑江岸・豆満江岸での密輸入者も少なくない。こうしたことから、「防疫ノ為増派シタル憲兵及警察官ハ其ノ儘之ヲ存続」すべきだとされたのである。小松のこのような提言は実際に活かされた。

以上のように、間島朝鮮人問題や国境警備問題に対処するための総督府の方策としては、間島領事館への憲兵の派遣と彼らによる朝鮮人警察官に対する指揮監督、および、朝鮮内の国境接壤地帯における憲兵の重点的配置体制の構築という二方向から進められた。

II 国境接壤地帯における憲兵の活動

それでは、このように整備された総督府の警察力はどのような活動を行ったのだろうか。間島派遣憲兵の活動についてはすでに触れたので、本章では朝鮮内国境接壤地帯に配備された憲兵を中心に見てみたい。

ここで注意を促しておきたいのは、1910 年代においては総督府にとって警戒すべき治安対象は、(20 年代以降のように) 朝鮮人の抗日運動に限定されていたとはいいがたく、さまざまな問題が憲兵警察の管掌に入っていたという点である。表 3 は、朝鮮総督府外事課に集積された 1910 年 10 月以降 12 年までの国境関係書類に含まれる憲兵警察の報告文書を整理したものである。同表によれば、対岸中国領を根拠地とする排日勢力の動向(a)も（特に 1912 年半ば以降）もちろん警戒対象とされていたが、それ以外にも、清国側の官憲や軍警の動向(d)、一般の朝鮮人の国外移住(b)や彼らに対する中国官憲の現地朝鮮人に対する圧迫(c)など、単なる抗日運動対策にとどまらないさまざまな問題が憲兵警察の報告書には含まれている。

1910 年代における朝鮮総督府の国境警備政策（松田）

表 3 朝鮮総督府外事局中朝国境関係書類中の憲兵警察報告（1910～12 年）

番号	作成 年月日	作成者	文書名	(a) 在満朝 鮮人の排日 情勢	(b) 朝鮮人 の満洲移住 者数	(c) 中国官 憲の在満朝 鮮人政策	(d) 清国の 官憲・軍隊・ 警察	(e) 視察・ 調査報告	(f) 国境地 域の防疫	(g) 中国人 「馬賊」	(h) 在満日 本人	(i) その他	出典
(1)	1910.10.1	恵山鎮憲兵分隊長	鴨緑江対岸清領ニ於ケ ル韓人戸口調査ノ件			○							① f.576
(2)	10.10	義州憲兵隊長	鴨緑江右岸清国警備力 ニ関スル風説ノ件				○						① f.511
(3)	10.12	咸興憲兵隊長	長白府武器輸送ニ関ス ル件				○						① f.510
(4)	10.19	朝鮮憲兵隊司令官	清国ニ移住スル朝鮮人 ノ状況		○	○							① f.486
(5)	10.25	義州憲兵隊長	対岸清国地警備ニ関ス ル件				○						① f.502
(6)	10.27	義州憲兵隊長	清国警備力ニ関スル件				○						① f.505
(7)	11.9	朝鮮憲兵隊司令官	清国官吏ノ行動ニ関ス ル件報告				○						① f.469
(8)	12.5	義州憲兵隊長	対岸移住朝鮮人ノ状況			○							① f.479
(9)	12.15	朝鮮憲兵隊	清国状況集報			○	○						① f.497
(10)	1911.1.6	朝鮮憲兵隊司令官	清国巡警越境暴行ノ件				○						② f.450
(11)	1.13	朝鮮憲兵隊司令官	清国兵營ニ拘禁中ノ鮮 人取戻ノ件報告				○						② f.449
(12)	1.16	会寧憲兵分隊長	対岸清領ニ移住朝鮮人 ニ対スル清国官憲ノ行 動内偵ノ件			○							② f.240
(13)	1.16	朝鮮憲兵隊司令官	清国巡警暴行ノ件詳報				○						② f.446
(14)	1.17	義州憲兵隊長	鴨緑江岸対岸状況一采			○	○				○		② f.287
(15)	1.19	鏡城憲兵隊	清国兵不法行為ノ件報 告				○						② f.422
(16)	1.23	朝鮮憲兵隊司令官	清国兵不法行為事件調 査状況ノ件報告				○						② f.443
(17)	1.31	在間島憲兵大尉	間島移住鮮人ノ状況ニ 関スル件		○								② f.306
(18)	2.14	朝鮮憲兵隊司令官	清国巡警朝鮮内地ニ於 テ鮮人捕縛ノ件報告				○						② f.408
(19)	2.28	朝鮮憲兵隊司令官	国境付近在住清国人状 態調査ノ件回答									○	② f.319

表 3 朝鮮総督府外事局中朝国境関係書類中の憲兵警察報告 (1910～12 年) (つづき)

番号	作成 年月日	作成者	文書名	(a) 在満朝 鮮人の排日 情勢	(b) 朝鮮人 の満洲移住 者数	(c) 中国官 憲の在満朝 鮮人政策	(d) 清国の 官憲・軍隊・ 警察	(e) 視察・ 調査報告	(f) 国境地 域の防疫	(g) 中国人 「馬賊」	(h) 在満日 本人	(i) その他	出典
(20)	3.20	朝鮮憲兵隊長	対岸警備ノ状況				○						② f.250
(21)	5.4	警務総長	[間島清国人馬夫取締 に関する件]						○				② f.204
(22)	6.24	義州憲兵隊長	清国巡警鮮人捕縛ニ関 スル件				○						② f.234
(23)	7.14	朝鮮憲兵隊長	満洲及鴨緑江沿岸状況 ノ件					○					② f.48
(24)	1912.3.6	警務総監部	鮮人外国移住	○	○								③ f.1267
(25)	4.17	咸北警察部長	元山駐在露国代弁領事 ノ旅行ニ関スル件									○	③ f.1242
(26)	4.17	朝鮮憲兵隊長	元山駐在露国代弁領事 ノ旅間島ニ於テ通過ヲ 差止メラレタル件									○	③ f.1238
(27)	4.27	朝鮮憲兵隊長	移住鮮人生活状態調査 ノ件		○		○						③ f.1223
(28)	4.26	警務総長	安東海關吏行為ニ関ス ル件通報				○						③ f.1206
(29)	5.7	義州憲兵隊長	清国官吏ノ鮮人逮捕				○						③ f.1240
(30)	5.7	義州憲兵隊長	移住鮮人ノ居留民会設 立ニ関スル件			○							④ f.758
(31)	5.8	義州憲兵隊長	鴨緑江上島嶼成立ニ関 スル件									○	③ f.1216
(32)	5.8	義州憲兵隊長	鴨緑江対岸状況			○							④ f.795
(33)	5.9	義州憲兵隊長	鴨緑江対岸状況				○						③ f.1122
(34)	5.11	義州憲兵隊長	採木公司ノ内情				○						③ f.1209
(35)	5.13	鏡城憲兵隊長	間島視察状況		○	○	○	○			○		③ f.1177
(36)	5.14	義州憲兵隊長	鴨緑江対岸状況				○						③ f.1174
(37)	5.14	義州憲兵隊長	鴨緑江対岸状況			○							③ f.1161
(38)	5.15	義州憲兵隊長	鴨緑江対岸状況				○						③ f.1166
(39)	5.16	義州憲兵隊長	鴨緑江対岸状況			○							④ f.790
(40)	5.17	咸興憲兵隊長	対岸清国人戸口其他ニ 関スル件		○								③ f.1169

1910年代における朝鮮総督府の国境警備政策（松田）

表3 朝鮮総督府外事局中朝国境関係書類中の憲兵警察報告（1910～12年）（つづき）

番号	作成 年月日	作成者	文書名	(a) 在満朝 鮮人の排日 情勢	(b) 朝鮮人 の満洲移住 者数	(c) 中国官 憲の在満朝 鮮人政策	(d) 清国の 官憲・軍隊・ 警察	(e) 視察・ 調査報告	(f) 国境地 域の防疫	(g) 中国人 「馬賊」	(h) 在満日 本人	(i) その他	出典
(41)	5.17	鏡城憲兵隊長	清国巡警ノ非行ニ関ス ル件				○						③ f.1168
(42)	5.18	義州憲兵隊長	移住民居留民会設立ニ 関スル件			○							④ f.749
(43)	5.20	咸興憲兵隊長	対岸暴徒ニ対スル警戒 配備ノ件	○									③ f.1158
(44)	5.22	義州憲兵隊長	鴨緑江対岸状況			○							③ f.1139
(45)	5.23	義州憲兵隊長	鴨緑江対岸状況	○			○						③ f.1137
(46)	5.24	義州憲兵隊長	鴨緑江対岸状況	○			○						③ f.1127
(47)	5.31	朝鮮憲兵隊長	恵山鎮対岸状況ニ関ス ル件	○									③ f.1144
(48)	6.1	義州憲兵隊長	臨江県ニ於ケル流筏課 税ニ付紛争ノ件				○						③ f.1120
(49)	6.3	朝鮮憲兵隊長	移住鮮人ノ排日行動情 報	○									③ f.1115
(50)	6.10	朝鮮憲兵隊長	鴨緑江対岸彙報				○						③ f.1102
(51)	6.14	警務総監部	鮮人ノ外国移住	○	○								③ f.1043
(52)	6.15	朝鮮憲兵隊長	鴨緑江対岸状況	○	○								③ f.1077
(53)	6.17	朝鮮憲兵隊長	対岸露清領戸数人口並 里程調査ノ件		○								③ f.1071
(54)	6.20	朝鮮憲兵隊長	鴨緑江対岸状況	○	○								③ f.1049
(55)	6.22	朝鮮憲兵隊長	移住清国人ニ関スル件									○	③ f.1035
(56)	6.22	朝鮮憲兵隊長	平北楚山対岸鮮人耶蘇 教ノ状況	○									③ f.1030
(57)	7.13	警務総監部	鮮人ノ外国移住		○								③ f.1021
(58)	7.22	朝鮮憲兵隊長	鴨緑江対岸懷仁県附近 ノ移住鮮人ニ関スル件	○	○								③ f.1003
(59)	7.24	朝鮮憲兵隊長	鴨緑江対岸状況		○		○			○			③ f.993
(60)	7.24	朝鮮憲兵隊長	図們江対岸状況ニ関ス ル件							○			③ f.991

表 3 朝鮮総督府外事局中朝国境関係書類中の憲兵警察報告 (1910～12 年) (つづき)

番号	作成 年月日	作成者	文書名	(a) 在満朝 鮮人の排日 情勢	(b) 朝鮮人 の満洲移住 者数	(c) 中国官 憲の在満朝 鮮人政策	(d) 清国の 官憲・軍隊・ 警察	(e) 視察・ 調査報告	(f) 国境地 域の防疫	(g) 中国人 「馬賊」	(h) 在満日 本人	(i) その他	出典
(61)	7.24	朝鮮憲兵隊	鴨緑江対岸状況	○	○	○							③ f.986
(62)	7.24	朝鮮憲兵隊	鴨緑江対岸移住民状況		○								④ f.719
(63)	8.2	朝鮮憲兵隊	鴨緑江対岸移住鮮人二 関スル件		○								④ f.715
(64)	8.10	朝鮮憲兵隊	移住朝鮮人ニ対スル租 借取締ニ関スル件			○							④ f.783
(65)	8.13	朝鮮憲兵隊	鴨緑江対岸状況				○			○			④ f.770
(66)	8.17	朝鮮憲兵隊	鴨緑江対岸状況			○	○			○			④ f.762
(67)	10.25	楚山憲兵分隊長	清国警防ノ鮮人殴打監 禁ニ関スル件				○						④ f.783

出典：「出典」欄の①は外事局「清国々々境関係」(1910 年 10 月～12 月。前掲「日政文書」文書番号 88-7)。②は同「清国々々境関係」(1911 年 1 月～7 月。同前。文書番号 88-16)。③は同「清国々々境関係」(1911 年 10 月～12 年 8 月。同前。文書番号 88-24)。④は「清国国境関係書」(1912 年。同前。文書番号 88-23)。f はマイクロフィルムのコマ番号を表す。

注：「内容」欄は以下のような分類基準に基づくものである。(a) 対岸中国領内に朝鮮人の宗教活動及び残存義兵に関する情報。(b) 朝鮮内から対岸に移住した朝鮮人についての主に統計類。(c) 中国官憲による移住朝鮮人に対する煽化や同化の強制。(d) 清国の軍隊・警察の配備状況・高官人事・法令・清国官憲による日本人及び朝鮮人に対する暴行事件。(e) 憲兵警察及び民間人の対岸視察報告。(f) 対岸からの伝染病波及予防に関する措置。(g) 中国人「馬賊」についての情報。(h) 満洲移住日本人に關連する報告。それぞれに該当する記述を含む場合、○を記した。

また、別の資料からも同様の傾向が見いだせる。表 4 は、1910 年代における高等警察についてのおそらく唯一の総合的な報告書である『併合第三週年ト高等警察』(1913 年の作成と推定される)²⁴⁾の構成を分析したものである。これによって、当時の憲兵警察の関心の所在を探ることができる。

この表によれば、「朝鮮外」についてはロシア（特に沿海州）を中心にして各地域の団体およびその機関紙についての記述が多く、間島への朝鮮人移住についても言及されている。また、安明根事件や 105 人事件など国外運動組織との連関をもった事件（表では「朝鮮外運動組織と連携した事件」欄）についても事件ごとに一章を割いている。「朝鮮内」については、「一般の民心」の項が群を抜いて多く「結社・集会・言論」の取締りの事例も多く含まれる。憲兵警察が対岸間島地域の動向あるいは「朝鮮外」の運動全般に関心をもってはいったものの、抗日運動に限定されていたわけではなく、また、朝鮮外の動向に全体として必ずしも大きな比重を置いていたとは言いがたいことがわかるだろう。

もちろん、対岸の抗日運動勢力が朝鮮内の治安状況を不安定化させる危険性を総督府が認識していたことは間違いない。しかし、たとえば間島を根拠地としていた義兵勢力についてみれば、有力義兵将の李範允の捕縛(1910 年 11 月)の後、「部下ノ頭目ハ互ニ権力ヲ争ヒ相排擠構陷シ自ラ瓦解ヲ招」いているとの報告も憲兵隊報告のなかには見られる²⁵⁾。また、鴨緑江岸を地盤と

1910 年代における朝鮮総督府の国境警備政策（松田）

表 4 『併合第三週年ト高等警察』の構成

作成年月	表 題	内 容													
		(a) 高等警察 の機構沿革	朝鮮外					朝鮮外運動組織と連携 した事件 (c)	在朝鮮欧米人 (d)	朝鮮内				合計 (a+b+c+d+e)	
			(含む間島)	中国	ロシア	米 国 (含む ハワイ)	「内地」 日本			「朝鮮外」小計 (b)	一般の民心	「雑輩」の運動	宗教関係、学生・ 結社・言論・集会		その他
1913 年か	併合第三週年ト高等警察	8	10	22	10	13	55	14	6	99	25	50	16	190	273

出典：朝鮮総督府警務総監部高等警察課か『併合第三週年ト高等警察』（1913 年か。『森脇英士警察資料』佐賀名護屋城博物館、所蔵）。

注：単位は全て丁である。

しつつあった新民会は、安明根による独立運動資金工作に端を発した安岳事件（1910 年 12 月）と、警察当局による「寺内総督暗殺計画」の捏造に基づき 600 余名を検挙した 105 人事件（11 年 9 月検挙開始）によって壊滅した。いずれにせよ、1920 年代のように朝鮮外の運動勢力による朝鮮内への侵攻事件が現実頻発し、その対策に迫られていたのとは状況が異なる²⁶⁾。

このような状況下、実際に、憲兵警察はどのような活動を行っていたのだろうか。

第一に、憲兵警察は、第 I 章冒頭に述べたように、朝鮮人の国外（間島・西間島・ロシア）移住が急増したことを懸念していたが、1911 年 1 月以降、朝鮮人の対岸への「出国ノ不可ナルヲ懇切ニ説諭、中止セシムルノ方針」をとった²⁷⁾。朝鮮人の国外移住の原因について、憲兵警察の調査は、「間島及浦塩地方ハ土地肥沃ニシテ生活容易ナリトノ浮説ヲ輕信セシコト」「排日思想ヲ抱懷スル鮮人ヨリ移住ヲ誘惑サル、コト」「併合ニ対シ怨嗟ノ感ヲ起シ亡命的移住ヲ企ツルコト」等をあげている。生活困難以外に「排日思想」や併合に対する「怨嗟」も朝鮮人の国外移住の背景にあると見ていたのである。もっとも、同じ調査書には、1910 年 9 月から 11 年 12 月までの朝鮮人国外移住者 2 万 8816 名の「移住動機」の統計が含まれているが、「生活困難」による者は 2 万 7110 名、「排日思想」による者は 101 名、等となっているから、圧倒的多数は生活困難による移住と見なすべきだろう²⁸⁾。いずれにせよ、憲兵警察のこうした措置にもかかわらず、1910 年～19 年の間に間島在住朝鮮人数は約 11 万名から 30 万名へ、満洲全体では 11 万名から 43 万名へと増加を続けた²⁹⁾。

第二に、国境接境地帯に配備された朝鮮憲兵隊が日常的に行っていた活動として、対岸中国領に地域に秘密裏に人員を送りこみ行っていた偵察活動を見てみよう。

一例として、間島と龍泉の対岸に位置した鏡城憲兵隊（咸鏡北道）会寧憲兵分隊管下の防垣鎮憲兵出張所の作成した管内状況報告書類を見ると、地域の宗教勢力や教育などといった朝鮮内の他地域の憲兵警察も重視していた問題³⁰⁾以外に、治安対象として対岸から抗日運動等が波

及するのを阻止することも明らかに重視されていた³¹⁾。各年度の管内状況報告を見ると、「我カ管内ニ於テ尤モ注意ヲ要スヘキモノハ対岸ニ於テ政治的意味ヲ有スル陰悪ナル思潮ノ我施政ヲ放害スヘキ不逞ノ徒ノ行動」であるとか³²⁾、「対岸ト密接シ交通頻繁ナル当管内ノ如キハ特ニ是等ノ諸点〔「秘密団体」「不逞ノ徒」〕ニ付周到ナル視察ヲ為スノ要アリ既往ニ於テ対岸ノ排日者ト気脈ヲ通ジ秘密結社ニ加入シ居ルニアラズヤト思料セラル、モ一ニ是アリ」³³⁾等の記述を見いだせる（実際、この地域では、1911年3月に「銃器ヲ携帯セル暴徒二十四名……来侵」する事件も起こっていた³⁴⁾）。ただ、先にも述べたように、対岸に対する関心は抗日勢力の動向に限定されていたわけではなく、密輸入防止・伝染病の侵入防止・人馬物資の出入りの統制などさまざまな問題が憲兵の監視対象となっていた³⁵⁾。

このような状況下、対岸中国領に憲兵自ら偵察に赴くことは日常化していた。前記の会寧憲兵分隊防垣鎮憲兵出張所の管内状況報告には、「対岸間島奥地ニハ馬賊強盗ノ徒跋扈シ居ル趣キナルヲ以テ屢々該地ニ密^マ了^マ差遣シ」ていると記されており³⁶⁾、別の資料によれば、この会寧憲兵分隊の東に隣接する慶源憲兵分隊・慶興憲兵分隊も「特ニ「対岸係」ト称スル地方事情探查専門ノ下士官ヲ置キ屢々〔対岸の〕琿春ニ至リテ」在住朝鮮人に聞き込みを行っていたという³⁷⁾。

豆満江岸のみならず鴨緑江岸でも、こうした憲兵による対岸地域への偵察は行われていた。特に1915年7月平安北道の義州憲兵隊中江鎮分隊管下にある長城里憲兵出張所が「馬賊」40余名に襲撃されるという事件が起こると、これをきっかけに、同年10月、朝鮮憲兵隊司令官から外務大臣への申進（官秘第207号。内容不詳）にもとづき「対岸一帯ニ対シ馬賊警戒ノ為憲兵ヲ巡察セシメ」るようになった³⁸⁾。この措置は、「総督ヨリ其事由ヲ悉シテ必要ヲ説キ外務大臣へ提出セラレタルモノ」³⁹⁾だったという。

さて、国境警備対策として憲兵が行った活動として第三にあげられるのは、こうした内偵よりも大規模で組織的な対岸地域調査である。以下、表5に、憲兵警察および守備隊の行った調査で明らかにしえたものを列挙しておく。

これらの調査は、憲兵隊司令部・憲兵隊・憲兵分隊から調査員を派遣したケースが多く、現地状況一般や物資の調査など幅広い目的をもったもの（①②⑥）と抗日朝鮮人に関する捜査・取締に重点を置いたもの（③④⑤⑦）とがあった。また、外務省や現地領事館にも事前に通知した上で実施されるのが通例だった（ただし⑦は事前通知をしていなかったため外務省から抗議を受けている）。

最後に第四点として、対岸中国領で帝国臣民（日本人・朝鮮人）の「保護」に関わるような不穏事態が発生した場合、憲兵警察および朝鮮軍国境守備隊が送りこまれ現地の紛争に介入することがあった。

そのような事例としては、まず、1913年2月に間島の局子街で中国巡防兵が軍制改編に抗

1910 年代における朝鮮総督府の国境警備政策（松田）

表5 朝鮮憲兵及び朝鮮軍による対岸中国領の視察（1912～18 年）

番号	年月	調査者（身分）	調査内容
①	1912.3	松信弘毅（朝鮮軍倉庫附陸軍三等主計正）	間島及び琿春の物資調査のため総督府から派遣
②	1912.5	金田準助（鏡城憲兵隊茂山分隊長）	間島に派遣し、辛亥革命に対する現地の状況や朝鮮人の生活・宗教・教育の状況および清国官民との関係について調査
③	1912.8	末松吉次（義州憲兵隊副官・憲兵中尉）	末松の指揮する視察班が慈城を出発し、西間島の通化・旺清などをまわる。
④	1912.9	野田三郎（咸興憲兵隊恵山鎮憲兵分隊長・憲兵大尉）	野田の指揮する視察班が恵山鎮を出発し長白府撫松県地方の移住朝鮮人の状態を名目としたが、実態は「鮮人中不良ノ徒ヲ検挙」することにおかれた模様。
⑤	1912.9	村井因憲大尉（京城憲兵隊第一憲兵分隊長・憲兵大尉）	村井を長とする搜索班が京城を出発、柳河・旺清などを視察
⑥	1914.8-10	太田清松（朝鮮憲兵隊司令部副官・憲兵大尉）・長谷部巖（義州憲兵隊江界憲兵分隊長・憲兵大尉）・村井因憲（⑤参照）	豆満江岸・鴨緑江岸両方にわたる国境視察を行い、一般統治状況・宗教教育衛生・産業・移住朝鮮人の状況などについての報告書を翌 1915 年 3 月寺内総督に提出
⑦	1918.3	慶源憲兵分隊（氏名不詳）	慶源憲兵分隊より憲兵と憲兵補助員各 1 名を琿春に派遣し、「不逞鮮人ノ行動内偵」を行った

出典：①速水間島総領事宛小松外事課長電信，1912 年 3 月 9 日（外事局，前掲『清国々境附近関係事件綴』f.1277），②鏡城憲兵隊長報告，1912 年 5 月 13 日，「間島視察状況ノ件」（外事局，前掲『清国々境附近関係事件綴』f.1177），③④⑤『外務省記録』4-3-2/2-1-3「不逞団関係雑件 朝鮮人ノ部 在満州ノ部」第 2 巻所収の朝鮮憲兵隊報告，⑥朝鮮総督府編『国境視察復命書』（1915 年。復刻，龍溪書舎，2005 年）。⑦長谷川好道総督宛古海嶽潮朝鮮憲兵隊司令官兼朝鮮総督府警務総長，1918 年 5 月 4 日，「朝鮮憲兵隊員及守備隊員ノ琿春方面入境ニ関スル件」（〔外事課〕『支那国境関係書(1916～18 年)』，前掲『日政文書』88-36，f.718）。

議して起こした「暴動」に端を発した憲兵派遣があげられる⁴⁰⁾。事件が起こると速水一孔間島総領事代理の要請を受け，2 月 6 日，寺内総督は会寧憲兵分隊から 20 名を派遣した。翌日，総督府は朝鮮軍からの派兵を打診した後，撤回したものの，憲兵はさらに 20 名増派している。また，派遣された憲兵のうち局子街に配置された 12 名が出張所 2 箇所を設置し銃器を携帯して市街を巡回するにいたったため，中国人の反発を顧慮した岩永局子街分館主任が撤退を外相に対し求めた。さらに 2 月末には，朝鮮の慶源憲兵分隊長が琿春分館主任宛の私信で「現状及将来ヲ顧慮シ同地ニ憲兵約十五人ヲ駐屯セシムル」よう要求したが，これを知った外相は寺内総督に見合わせるよう求めた⁴¹⁾。

結局，局子街事件で派遣された朝鮮憲兵計 40 名は，外務省側の要請により 3 月 1 日に引き揚げを完了したが，この過程で朝鮮憲兵は外務省・領事館側の意図を超えた警察活動を展開し，少なくとも国境の憲兵分隊レベルでは間島に憲兵を常駐させる企図をもっていることを示したのである。外務省の側は，一連の経過における総督府の態度に対し，「可成爭議ヲ避ケ和平解決ヲ期スル為非常ニ困難ヲ感シ居レルカ総督府側ニ於テハ之ト調和スルノ態度ヲ執ラサル」⁴²⁾と批判的に総括している。

外務省の意図を越える行動を総督府側がとった事例は，1915 年の鴨緑江対岸の長白街への

憲兵と守備隊の越境出動の場合にも見られた。しかも、このときは総督府は憲兵派遣所の設置を既成事実化している。これは、1915年9月、鴨緑江採木公司長白分局が「馬賊」150名の襲撃を受け日本人職員が被害を受けたのにもない、対岸の恵山鎮憲兵分隊が41名の憲兵を派遣し、事件後も「完全ナル秩序回復ヲ見ルニ至ルマテ……下士一名上等兵二名及補助員六名ヲ派遣セシムルコト」を求めて採木公司分局構内に駐留しつづけた事件である。これに対し中国側の長白府知事は抗議を行い、また日本側の安東領事と中国側の東邊道尹・鎮守使とが交渉を行っていたが、そのさなか中国兵と朝鮮憲兵の衝突事件が起こったのを契機に、朝鮮から憲兵隊と守備隊が越境出動し「長白街包囲ノ隊勢」とった⁴³⁾。こうした圧力によって憲兵の長白街駐在・駐在憲兵の宿舍設備等の要求を中国側に承認させた。この長白憲兵派遣所は朝鮮憲兵隊が中国領に置いた唯一の派遣所となった。

長白府はかねて車道善・洪範図ら義兵勢力の根拠地と目されており、朝鮮憲兵隊は、朝鮮側の憲兵・守備隊の増強あるいは長白府への領事館分館の新設などを望んでいた⁴⁴⁾。朝鮮憲兵隊は、「馬賊」襲撃を奇貨としてこのような抗日運動対策上の要衝に憲兵派遣所を設けたのである。他方、主権を侵害された中国側の抗議は強かった。「長白県知事ハ……中国ノ主権ヲ侵害スルモノナリトシテ之レカ撤退交渉方ニ関シ再三申請」した⁴⁵⁾。1924年には外務省も撤退を要請した⁴⁶⁾ものの、総督府側は憲兵派遣所の居座りをつづけた⁴⁷⁾。

また、こうした現地紛争への介入とは性格が異なるが、1915年、対華21箇条要求をめぐる交渉が決裂し日中国交断絶に陥った場合に備え、朝鮮軍と憲兵警察が間島および安東に出動する計画も策定された⁴⁸⁾。

1917年になると、豆満江岸と鴨緑江岸で相次いで憲兵や守備隊の越境侵攻事件が起きた。琿春では、8月末、朝鮮人・崔錫桂らが食塩を朝鮮内から密輸入したために中国巡警局に逮捕されたものの、9月10日逃走して琿春領事館分館に保護を求めたことが事件の発端となった⁴⁹⁾。領事館警察官と中国警察官が衝突し、中国側警察が琿春領事館分館内に侵入する事態になったため、同分館は12日朝鮮の慶源憲兵分隊と朝鮮軍慶源守備隊に応援を求めた。翌日、憲兵約30名と守備隊⁵⁰⁾が到着し、中国側琿春県知事に対し、知事と巡警の謝罪の他、「憲兵十名以内ノ当地分屯ヲ黙認スル」ことなど5項目を要求した。中国側の吉林督軍省長發外交部宛電報では、日本軍300～400名が「民家及各要地ヲ佔拠シテ塹壕ヲ掘リテ戦備シ一面巡警ヲ逐ヒテ電信ヲ截留」して上記要求を突きつけてきたとされており、日本側が兵力を背景に圧力をかけた側面は否定できない。しかし出兵には問題があった。条約上の根拠のない日本軍の出兵に対し、中国側は撤退を要求していた。また、この時の出兵が松川敏胤朝鮮軍司令官の出張中に、上官命令を待たずに臨時的措置として行われたために総督府と参謀本部のあいだで議論が生じていた⁵¹⁾。結局、10月15日、本野一郎外相が長谷川好道総督に撤退を求めたことを受け、17日に守備隊は撤兵し憲兵も20日に引き揚げた。

他方、鴨緑江側対岸では、同じ1917年7月に通溝（安東省輯安県）で、安東領事館より派遣された警察官が中国人官民の反発を受け退去させられた事件、9月に黄栢句子（安東省輯安県）で朝鮮憲兵隊所属の朝鮮人憲兵補助員が中国人と衝突し朝鮮憲兵が越境出動した事件が起こっている⁵²⁾。このときも、松川朝鮮軍司令官の判断で朝鮮軍守備隊の先遣隊が越境出兵したが、まもなく撤退した⁵³⁾。

以上、朝鮮憲兵隊を主軸とした1910年代における国境治安維持問題への対応を整理しておこう。

第一に、総督府はさまざまな形で、国境対岸の治安問題に関与する枠組みを構築しようとしていた。対岸領事館への憲兵警察の常駐あるいは朝鮮側憲兵による対岸各地の内偵や調査・憲兵による対岸での武力行使などである。この点は豆満江岸・鴨緑江岸を問わず、（後述する若干の相違を除くと）おおそ共通していたと言えよう。

第二に、朝鮮憲兵隊による越境治安維持活動の背景について考えてみるならば、対岸地域を抗日運動の根拠地とする朝鮮人への警戒感はもちろん指摘しうるが、それによって全てを説明できるわけではない。1910年代、大規模な越境警察活動がなされるきっかけとなった事件を見ても、中国巡防兵の暴動（1913年、間島）、中国人「馬賊」による日本人の被害（15年、長白）、日本領事館と中国官憲の対立（17年、琿春）など、朝鮮人の抗日運動以外の要因も相当に影響していたといわねばならない。こうした点は、1920年代以降の国境警察の越境出動が、ほとんど朝鮮人抗日運動（いわゆる独立軍）の排除を目的としていたのとは様相が異なる。

第三に、豆満江岸と鴨緑江岸の相違点について触れておけば、鴨緑江対岸（西間島）の場合は豆満江岸（間島）と異なり、対岸領事館との関係が比較的薄かったことがあげられる。鴨緑江対岸地域では、領事館への総督府憲兵警察官の常駐制度がなく、越境出動が領事館の要請に応じるというかたちを取らなかった（1915年の長白への憲兵の出動）。豆満江岸の間島では領事館分館や領事館警察の組織が韓国併合以前から形成されていたのに対して、鴨緑江岸の安東総領事館管下ではそうした下部組織の整備が比較的遅かったこと⁵⁴⁾、ならびに、日中間の条約に規定され日本の朝鮮人に対する法的支配力にはそれぞれの地域で差異があったこと⁵⁵⁾によると考えられる。

Ⅲ 国境警備体制改編の模索

（Ⅰ）憲兵の国境対岸進出・常駐化の構想

1910年代後半になると、総督府・朝鮮憲兵隊は国境接境地帯の警備体制の強化を模索しはじめた。

1916年9月頃のものと思われる寺内総督の古海厳潮朝鮮憲兵隊司令官兼警務総長（前朝鮮軍

参謀長)宛書簡は、中国領で「馬賊」がしばしば出没し朝鮮内へも「襲来」することへの対策について論じている。そこでは、「馬賊」に対する「相当ノ措置」は「自衛上当然」だが、実行方法によっては中国官憲との紛議を生じかねない点も指摘されていた。そのため、寺内は、中国官憲と協議して「憲兵ヲ派遣シ、支那官憲ニ助力シテ馬賊討伐ノコトニ当ル」ようにし、「万一憲兵ノ力ヲ以テシ到底不十分ナルヘキ時ハ、最寄守備隊ニ応援ヲ求メ」る体制を整えるよう求め、軍との打合せを指示している⁵⁶⁾。寺内は中国側を刺激せぬよう考慮しつつ、憲兵・朝鮮軍の越境派遣体制を整備しようと考えていたのである。寺内は、山県伊三郎政務総監宛の書簡でも同様の考えを披瀝している。また、この問題については朝鮮軍との折衝も進められた。総督秘書官から高橋綏次郎総督附武官(大佐)に宛てられた書簡によれば、朝鮮軍の「守備勤務規定」改訂の件には異存ないが、「殊ニ国境守備ニ関スル項」の字句をさらに検討するよう申し入れている。

こうした総督府・憲兵隊・朝鮮軍の折衝を経て、このとき「守備勤務規定」が改訂された模様である。「守備勤務規定」の正文が見あたらないため改訂前後の異同について詳らかにしえないが、寺内の意向に基づき、国境での紛擾が生じた際の憲兵・朝鮮軍の越境出動手続きを具体的に取り決めたものと推測される。ちなみに、翌年(1917年)9月の琿春への守備隊派遣(前章、参照)も、この「守備勤務規定」にしたがって行われた⁵⁷⁾。

さて、このような越境行動手続きの整備にもかかわらず、1917年秋になると、前章で見たように豆満江岸と鴨緑江岸で、中国人と日本官憲の衝突事件や朝鮮憲兵の派遣事件が同時多発的に起こった。こうした事態を背景に、古海朝鮮憲兵隊司令官は、より積極的な介入構想を提示するにいたった。この年9月、古海が大島健一陸相宛に出した意見書⁵⁸⁾では、前述の鴨緑江岸での諸事件に言及しながら、1917年1月から7月の間に対岸中国領での「馬賊」出没が113回、延べ3738名に達していること、中国官憲は取締が放縦なばかりか、移住朝鮮人に同化を強要したり「排日鮮人ヲ庇護」したりしていると述べ、以下のような認識を示した。

今日ノ如ク一面国境ヲ擾害セントスル馬賊ノ跳梁アリ他面我官憲ニ敵意ヲ有スル支那官憲アルニ於テハ国境在勤憲兵ハ更ニ積極的手段ニ出テテ賊情ヲ偵知シー層厳密ナル注意ヲ以テ対岸ノ情勢ヲ知ルニ努メサレハ国境治安維持ノ任ヲ完全ニ遂行シ能ハサルヘシ。

国境接壤地帯に配備した朝鮮憲兵によるさらなる「積極的手段」とは何か。古海の意見書は「帝国国民ノ保護取締」については現地領事との連携が必要だとの前提に立ちながらも、「対岸一帯ニ対シ馬賊警戒ノ為憲兵ヲ巡察セシメ」ること、および、前章で述べた長白憲兵派遣所設置の例にならい「憲兵ヲ所要ノ地点ニ屯在セシメ」ることを求めている。古海は同年11月の寺内前総督宛の書簡でも、「対岸ニ憲兵ヲ駐在セシムル事ハ大正四年……長白府ニ憲兵ヲ駐屯

セシメタリ [。] 本年ノ通溝及暉春事件ニ附帶シ憲兵ヲ駐留セシムルハ四年ノ例ニ照シ当然ノコトニ属ス」と述べている⁵⁹⁾。先述の長白府憲兵派遣所の設置をモデルケースとして、豆満江対岸・鴨緑江対岸各所で朝鮮憲兵の常駐体制を実現させようと考えていたのである。1910 年代後半、寺内前総督は有事の際の憲兵派遣体制の整備を進めたが、朝鮮憲兵隊は、単なる派遣という枠組みを超え、憲兵を国境対岸の中国領に広く常駐させる構想をもっていたといえよう。

そして、古海憲兵隊司令官のこのような意見を受けてのことと思われるが、長谷川総督も同年（1917 年）9 月、外務省に対して、鴨緑江の「対岸二三ノ地点ニ憲兵ヲ屯在セシメントスル存意」を伝えている⁶⁰⁾。さらに、翌 1918 年 9 月、平北羅竹憲兵駐在所が「馬賊」に襲撃された事件をきっかけに、長谷川総督は外相に対して鴨緑江対岸への憲兵の駐在を再度要求した⁶¹⁾。外務省の返答を明らかにできる史料は見あたらないが、外務省としては、中国との摩擦を惹起する可能性のあるこのような総督府の強硬な要求には、当然反対したであろう。そのため、対岸への憲兵常駐は結局実現しなかったと見られる。そして、外務省から同意を得られないうちに、朝鮮では 1919 年に憲兵警察制度が廃止され、憲兵の常駐化計画は霧散したものと推測される。

（２）領事館警察拡張の要求

さて、総督府は、先に述べた憲兵の対岸中国領への派遣および常駐化という計画とほぼ並行して、国境地域の治安安定化の方策をもう一つ考えていた。対岸中国領における領事館の増設とそこでの総督府の影響力の強化である。以下、1918 年初頭以降、外務省と総督府との間で調整が進められた領事館・領事館警察の拡張について検討しておこう。

第一次世界大戦期の 1915 年 5 月、日本は中国と「南満洲及東部内蒙古に関する条約」（以下、南満東蒙条約と略記）を締結し、間島在住朝鮮人についても 1909 年の間島協約に定められめた中国側の法権を否定し商埠地外の朝鮮人にも日本の法権を適用するとの解釈をとることにした（8 月 13 日閣議決定）。しかし、条約の解釈をめぐる日中の見解が相違しており、また日本側も法権実施のための体制を整えていなかったために、日本が在間島朝鮮人に対する支配権を確立するのは困難だった（注(55)参照）。このような状況に鑑み、1918 年初頭外務省は第 40 回議会に主に間島への配置を目的とする外務省警察官増派の予算を計上した⁶²⁾。このとき間島総領事は局子街・頭道溝分館各主任と協議し、本省に対し、「間島法権問題ヲ一挙ニ解決スル」ために間島警察機関の増設（18 箇所を予定）を一挙に行うべきだと主張した⁶³⁾。そしてそれとともに、朝鮮警察との関係については、総督府からの憲兵・朝鮮人警察官派遣制度（第 I 章（1）、参照）に不満を示し、領事館警察を主体とした治安維持力の強化によって総督府の影響力を抑制することを求めた。

逆に、総督府側は総督府警察官の影響力を強めようと考えた。間島総領事に対し「(一)現在

間島在勤ノ朝鮮総督府警視ヲ外務省警視ニ兼任セシメタキコト (二)警部以上ノ警察官ハ凡テ総督府警察官ヲ兼任セシメタキコト (三)将来補充ヲ要スルトキハ^{ママ}可ルベク総督府側ヨリ採用セラレタキ」を希望条件として提示している。また、これとともに、やはり1918年初頭、総督府は、在満洲領事館の職員に「鮮人ノ行政ニ関シ智識経験ヲ有スル」朝鮮人官吏の配属を求めている。在満朝鮮人の「保護取締ニ対スル万般ノ施設ハ朝鮮行政ノ延長トスルノ要アル」というのがその論拠だった。このように総督府は、警察官あるいは朝鮮人行政官を送りこむことで、「朝鮮行政ノ延長」と見なしていた間島の治安維持・行政により深く関与しようとしていたのである。外務省・間島領事館と総督府とは間島における治安維持力の強化という指向性では共通していたが、その方法論では大きな隔たりがあった。

結局、1918年6月に決定された外務省の省議は、警察機関の新設などについては在間島領事館の提出した先述の増設要求を認めつつ、新規採用警察官の採用先とその身分上の扱いについては総督府の要求に沿ったものとなっていた。すなわち、日本人・朝鮮人警部および巡査の新規採用については外務省よりも総督府から多く採用することとし（合計132名の新規採用の内、98名を総督府から採用することとした⁶⁴⁾）、また、総督府派遣の警視を外務省警視兼任に、警部以上の外務省警察官を総督府警察官兼任にした。さらに、今後も増員する場合、総督府から採用することは「何等差支ナ」しと考えていた。

このような方針に基づき、9月、総督府警部（日本人5名、朝鮮人3名）の外務省警部任用および、総督府巡査（日本人40名、朝鮮人巡査50名）の間島総領事館および局子街・頭道溝・琿春各分館への勤務が発令された。在間島領事館警察官の総数は、32名（1918年1月）から167名（1919年1月）へと5倍以上に増加した⁶⁵⁾。もっとも、同じく外務省の省議で決定されていた間島18箇所への警官機関新規開設は、1920年の間島出兵以前は、天宝山（18年11月）、南陽坪（19年2月）、八道溝（19年3月）のみ実施されたにすぎない。他は間島出兵直後まで増設されなかったから⁶⁶⁾、間島警察体制の増強が1918年で完結したわけではなかった。それでも、1918年の総督府からの警察官の大量導入による間島領事館警察の増員は、この後1920年頃まで続く間島の治安維持体制強化への起点を画するものになったという評価は可能だろう。

なお、総督府による領事館・領事館警察の強化という要求は、間島のみでなく鴨緑江対岸についても主張されていた。1917年10月および18年1月に、山県伊三郎政務総監は外務次官にあて、鴨緑江対岸に領事分館を増設するよう求めている⁶⁷⁾。1918年5月には、先述の平北羅竹憲兵駐在所に対する「馬賊」襲撃事件に直面して、宇佐美勝夫内務部長官が山県政務総監に、鴨緑江対岸への領事分館増設を中国側に認めさせるためには、まず、「少クトモ我日本警察官ノ配置ヲ承認セシムル事ヲ決定シタル上実行方外務省ニ交渉セラレテハ如何」と提案していた⁶⁸⁾。とりあえず領事館警察の駐在を中国側に認めさせ、その実績の上に領事分館の増設を実現させようと考えていたのである。こうした案はさしあたり実現はしなかったが、総督府が

この時期、間島・鴨緑江対岸を合わせた国境対岸全域を対象として領事館・領事館警察の強化を図ろうとしていたことが確認できる。

お わ り に

朝鮮総督府は、韓国併合当初から中国との陸接国境地域の治安を重要課題として認識していた。間島地域では、総督府から憲兵と朝鮮人警察官を派遣・駐在させ偵察・連絡業務に当たらせており、国境隣接地域朝鮮側の憲兵隊も対岸に日常的に密偵を派遣していた。また、局子街事件（1913年）や琿春事件（17年）のように、在間島領事館への要請により憲兵が治安維持力として派遣される場合もあった。他方、鴨緑江岸では、領事館への総督府憲兵・警察官の常駐がなされず、長白街事件（1915年）の憲兵の越境出動時も領事館の派遣要請に基づくかたちを取っていないなど、全体として対岸治安維持活動への関与において現地領事館との連携の度合いが小さいという違いが認められる。

とはいえ、朝鮮人の国境対岸への移住阻止や、憲兵による対岸地域の内偵や組織的調査、憲兵・守備隊による対岸への出動と警察活動・軍事行動といった基本的な行動の枠組みは両地域とも共通しており、総督府・朝鮮憲兵隊が両地域を一体の国境警備問題として意識していたことは容易に確認できる。

このような認識を基盤として、総督府は、1910年代後半以降、国境警備体制の刷新に着手した。1916年秋、寺内総督は、朝鮮軍「守備勤務規定」の改訂を通じて、対岸への憲兵・守備隊の越境派遣体制を整備した。さらに翌年秋以降には古海憲兵隊司令官・長谷川総督が対岸に憲兵を常駐させ介入度を強化する構想を打ちだす一方で、間島領事館警察の増員に乗じて総督府から大量に警察官を送りこんだ。

1910年代は、20年代のように国境対岸を根拠地とする武装抗日運動勢力の朝鮮内侵攻が現実的な脅威となっていたわけではない。しかし、国境対岸地域に対して直接的な警察力を行使しようとする総督府の志向は、早くもこの時期に確認することができ、それは具体的な活動や構想として展開してもいた。朝鮮総督府の国境治安維持政策が本格化する1920年代に先がけて、その原型が形作られていたことに国境警備政策史における1910年代の意義を見出すことができる。

注

- * 外務省外交史料館所蔵『外務省警察史』（復刻版、不二出版、1996-2001年）は、「外警」と略記し、復刻版の巻数、頁数を記す。

- 1) 朝鮮に駐屯した憲兵隊の呼称は、以下のように変遷したが、煩雑を避けるため本稿では、その呼称を韓国「併合」以前については「韓国憲兵隊」、 「併合」以後については「朝鮮憲兵隊」（または両時期とも「憲兵隊」）とした。
1896 年 1 月～臨時憲兵隊→1903 年 12 月～韓国駐箚憲兵隊→1906 年 10 月～第 14 憲兵隊→1907 年 10 月～韓国駐箚憲兵隊→1910 年 9 月～朝鮮駐箚憲兵隊→1918 年 6 月～朝鮮憲兵隊。
- 2) 朝鮮半島に駐屯した日本軍の名称は、以下のように変遷したが、煩雑を避けるため本稿では、韓国「併合」以前については「韓国駐箚軍」、 「併合」以後については「朝鮮軍」で統一した。
1904 年 3 月～韓国駐箚軍→1910 年 10 月～朝鮮駐箚軍→1918 年 6 月～朝鮮軍→1945 年 2 月～朝鮮軍管区。
- 3) 李盛煥『近代東アジアの政治力学——間島をめぐる日中朝関係史の史的展開』（錦正社、1991 年）
- 4) 荻野富士夫『外務省警察史——在留民保護取締と特高警察機能』（校倉書房、2005 年）。また、同じく朝鮮及び満洲を含む中国の外務省警察全体を対象としつつ、時期ごとの展開過程に重点を置いた研究として、Erik W. Esselstorm, *Crossing Empire's Edge: Foreign Ministry Police and Japanese Expansionism in Northeast Asia* (University of Hawaii, 2009) も現れた。
- 5) 小林玲子「『韓国併合』後の間島における朝鮮民族独立運動に対する日本の取締」（『朝鮮学報』第 209 号、2008 年）。
- 6) 憲兵警察制度の詳細については、松田『日本の朝鮮植民地支配と警察——1905～1945 年』（校倉書房、2009 年）一四三—一五〇頁を参照せよ。
- 7) 『朝鮮憲兵隊歴史』第 3 卷（原著の刊行年不明。復刻、不二出版、2000 年）29-30 頁。
- 8) 최강근「日帝의 間島 ‘統監府臨時派出所’ 設置 経緯」（『韓日関係史研究』第 7 号、1997 年）参照。
- 9) 以下、間島派遣憲兵・警察官についての記述は特記なき限り、外警 26 卷、323-332 頁による。
- 10) 小村寿太郎外相宛大賀間島総領事代理、1910 年 8 月 18 日（外警 26 卷、327 頁）。小林玲子「統監府・朝鮮総督府による間島および豆満江における取締と警備体制：1907 年～1910 年を中心に」（『一橋社会科学』第 3 号、2007 年 7 月）188-193 頁も参照。なお、電報要旨中、統監府から派遣された憲兵中尉が統監府警視を兼任しているのは、韓国においてこれに先立つ 6 月 29 日、憲兵警察制度の創設にともない、勅令第 296 号「統監府警察官署官制」によって朝鮮憲兵が警察官に任用されるシステムが作られていたためである。朝鮮憲兵の文官警察官兼任については、松田、前掲『日本の朝鮮植民地支配と警察』144-147 頁を参照せよ。
- 11) 寺内正毅朝鮮総督宛小村寿太郎外務大臣、1910 年 12 月 27 日、「朝鮮総督府臨時派遣憲兵引揚方ニ関スル件」、小村寿太郎外務大臣宛寺内正毅朝鮮総督、1911 年 1 月 6 日、「朝鮮総督府臨時派遣憲兵引揚方照会ニ対スル回答」、朝鮮総督宛政務総監、1911 年 1 月 25 日、「間島派遣憲兵引揚方ニ関スル件」。いずれも外事課『清国々境関係』所収（1911 年。『日政文書』文書番号 88-16、国家記録院所蔵、f. 453-460）。
- 12) 後藤新平外相宛鈴木本太郎間島総領事代理、1918 年 4 月 26 日、「間島新施設ニ関スル件」（外警 19 卷、186 頁）。
- 13) 朝鮮総督府内訓第一号、1913 年 2 月、「在間島朝鮮総督府書記官又ハ朝鮮総督府事務官事務取扱方」（外警 19 卷、97 頁）による。金泰國「青山里戦争 戦後 北間島地域 日本領事館의 動向과 그 性格」（『韓国史研究』第 111 号、2000 年 12 月）80 頁にも言及がある。
- 14) 加藤高明外相宛鈴木本太郎間島総領事代理、1915 年 3 月 20 日、「朝鮮総督府派遣憲兵ノ服務

- ニ関スル件」(『外務省記録』6-1-5-52「韓国兇徒ノ動静監視ノ為メ浦塩及間島総領事館ニ統監府員配置一件」, 外務省外交史料館所蔵)。
- 15) 墾民会は、1909年、間島移住朝鮮人の思想啓発・団結・相互連絡を目的に、キリスト教系独立運動家を中心となって結成した朝鮮人自治組織である。1914年、墾民教育会と改称し教育普及活動に重点を移した。
- 16) 『外務省記録』4-3-2/2-1-3「不逞団関係雑件 朝鮮人ノ部 在満州」第1巻に収められている在間島憲兵将校からの報告書(要旨)の題目と日付のみを摘記すると以下になる。「間島墾民教育会臨時会ノ状況ニ関スル件」(1911年2月6日),「琿春地方暴徒ノ状況ニ関スル件」(1911年5月8日),「排日的鮮人ノ行動ニ関スル件」(1911年5月10日),「暴徒及排日鮮人ニ関スル件」(1911年6月12日),「暴徒ノ行動ニ関スル件」(1911年6月12日),「間島集報」(1911年9月26日),「間島清国官憲ノ鮮人ニ対スル状況」(1911年10月12日),「間島ノ排日団体タル墾民教育会ノ行動」(1911年10月19日),「排日鮮人ノ行動ニ関スル件」(1912年5月13日),「排日鮮人ノ行動ニ関スル件」(1912年5月13日)。
- 17) なお、以上のような総督府による憲兵・警察官の派遣とは異なるが、やはり間島警備をめぐる総督府と外務省の取り決めに基づく措置としては、1911年2月以降、豆満江岸地域の取締のため総督府は対岸の中国官憲(およびロシア官憲)と直接通信ができるようになった(西園寺公望首相宛寺内総督, 1911年12月,「明治四十四年中施行ニ係ル重要政務」『公文雑纂』2A13 纂1187, 国立公文書館所蔵), 司法部長官宛総務部長官, 1911年5月,「清露国境地方日清及日露警察官直接通信ノ件」外事課, 前掲『清国々境関係』f.389-390)。
- 18) 寺内正毅宛西原亀三書簡, 1916年3月(日付不明。『寺内正毅関係文書』208-7, 国会図書館憲政資料室所蔵)。
- 19) 1910年代の憲兵の配置状況を国境地域のみについて明らかにしたような史料は見あたらない。また、表2において、1910年末から11年末にかけて見かけ上、憲兵警察の人員数が急増しているのは憲兵警察職員の実数が増えたのではなく、普通警察業務に従事する憲兵の割合が急増したことに伴うものである(この点については、松田, 前掲『日本の朝鮮植民地支配と警察』148~149頁, 参照)。このような問題があるため、どれだけの人数の憲兵が実際に国境警備に従事していたかは目下明らかにしがたい。
- 20) 権九熏「日帝의 統監府間島派出所 設置와 性格」(『韓国独立運動史』第6号, 1992年)230頁, 小林, 前掲「統監府・朝鮮総督府による間島および豆満江における取締と警備体制」182-185頁。
- 21) 寺内正毅か「韓国併合ト軍事上ノ関係」(1910年11月。海野福寿編・解説『韓国併合始末関係資料』不二出版, 1998年, 66-69頁)。
- 22) 朴潤哉「1910年代 初日帝의 페스트防疫活動과 朝鮮支配」(河炫網教授停年記念論叢刊行委員会編刊『河炫網教授停年記念論叢』韓国史의 構造와 展開』2000年), 李炯植『朝鮮総督府官僚の統治構想』(吉川弘文館, 2013年)34-35頁。
- 23) 注19)に述べたのと同じ理由で、国境地域で増設された派遣所の正確な数は判らないので国境隣接道の憲兵派遣所数の変化のみあげておくと、1910年末から11年末にかけ、平北-0→39, 咸南-19→44, 咸北-5→45箇所と各道とも大きく増えている(朝鮮全道合計では66→410)。以上は、前掲『朝鮮憲兵隊歴史』第2巻, 230-231頁, 朝鮮総督府編刊『朝鮮総督府統計年報』1911年版(1912年)による。
- 24) 朝鮮総督府警務総監部高等警察課か『併合第三週年ト高等警察』(1913年か。『森脇英士警察資料』佐賀名護屋城博物館所蔵)。

- 25) 義州憲兵隊長報告要旨, 1912 年 5 月, 「鴨緑江対岸状況」(外事局『清国々境附近関係事件綴』, 前掲『日政文書』文書番号 88-24, f.1127)。ただし, 残存義兵の脅威を強調する報告もあるから, 義兵への警戒感を全く失っていたとは言えない。
- 26) 1920 年代の国境警備問題については, 松田, 前掲『日本の朝鮮植民地支配と警察』322-341 頁を参照されたい。
- 27) 前掲『朝鮮憲兵隊歴史』第 3 巻, 29-30 頁。
- 28) [朝鮮総督府警務総監部], 1912 年 3 月頃, 「警高機発第 364 号 鮮人外国移住」(外事局, 前掲『清国々境附近関係事件綴』f.1267-1272)。また, やや時期が下った 1913 年 3~6 月についても, 同種の統計が残されているが, そこでも朝鮮人国外移住者 1 万 6730 名中, 動機が「生活困難」によるとされた者は 1 万 4869 名と圧倒的に多く, 「排日思想」とされた者は皆無だった。
- 29) 間島・満洲在住朝鮮人人口の推移の詳細については, 李盛煥, 前掲書, 397 頁を見よ。
- 30) 地域末端における憲兵警察の日常的業務の実例については, 筆者は春川憲兵隊・江原道警察部の作成した史料を用いて検討したことがある。松田, 前掲『日本の朝鮮植民地支配と警察』159-168 頁, 参照。
- 31) [藤田茂一憲兵上等兵か]『参考書類綴』(辻田文雄氏所蔵)に収められた会寧憲兵分隊防垣鎮出張所作成「管内学校調査表」「宗教調査表」(いずれも 1913 年)等を見ると, その詳細な調査内容に宗教や教育に対する治安上の関心が窺われるし, 行政方面への援助についても「地方行政ノ円満ナル発達ヲ援助シ警察力ノ能フ限り助長行政事務ニ意ヲ用ヒ」たとして, 大豆種子の精選・松樹の植栽・便所の設置・優良蔬菜の栽培・「国語」(日本語)の普及・道路の修繕などがあげられている。なお, 『参考書類綴』は, 鏡城憲兵隊(咸鏡北道)会寧憲兵分隊の管下憲兵派遣所に勤務していた藤田茂一憲兵上等兵の残したものと推定される一群の執務資料であり, 正確な資料作成年月・作成者が必ずしも明らかではない文書も含まれるが, 1912 年~15 年頃の防垣鎮憲兵出張所作成の警察関係文書が多く, その他に基峯憲兵派遣所・下三峯憲兵派遣所などの史料も含まれている。なお同資料所蔵者の辻田文雄氏には, 資料の閲覧にあたり大変お世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。
- 32) [鏡城憲兵隊会寧憲兵分隊防垣鎮出張所か], 「警察事務報告」1911 年版, 丁数なし(前掲『参考書類綴』所収)。
- 33) 会寧憲兵分隊防垣鎮派遣所「管内状況」1912 年版, 丁数なし(1912 年 10 月, 前掲『参考書類綴』所収)。
- 34) [鏡城憲兵隊会寧憲兵分隊防垣鎮出張所か]「管内状況」(1916 年か)丁数なし(前掲『参考書類綴』所収)。
- 35) 国境配置憲兵の多様な職務を示す事例を二つ挙げておこう。
 - 1) 1911 年の間島領事館が琿春に領事館警察を派遣して行った調査によれば, 朝鮮側の憲兵が関心を払っているのは, 間島側清国陸軍の情勢や間島への食塩輸出入禁止などの問題だったとされている(外警 19 巻, 85-90 頁)。
 - 2) [鏡城憲兵隊会寧憲兵分隊防垣鎮出張所か], 前掲「警察事務報告」1915 年版には, 以下のような記述がある。「管内ノ西方ナル支那領間島ハ外国ノ領域ナリト雖警察上衛生上等ハ勿論教育産業交通経済其他風俗習慣等ニ到ルマテ常ニ鮮内地ト密接ノ関係ヲ有シ施政上幾多ノ影響アルヲ以テ全く無形ノ力ヲ要スルモノアリ」。同史料には国境警察に関わる業務として, 夜警団の組織・対岸事情調査・人馬貨物の出入りの監視・渡船場の監視・獣疫予防・犯罪者の渡来に対する警戒・間島と朝鮮双方に関係する犯罪の捜査等, 16 種類の

業務が列挙されている。

- 36) 〔鏡城憲兵隊会寧憲兵分隊防垣鎮出張所か〕「管内状況」1916 年版、丁数なし（前掲『参考書類綴』所収）。
- 37) 外務省政務局調査、1913 年 6 月、「満州及び支那各地に於ける外交方針扨格の実例」（栗原健編著『対満蒙政策史の一面』原書房、1966 年、332 頁、所収）。
- 38) 大島健一陸相宛古海厳潮駐憲兵隊司令官、1917 年 9 月 17 日、「対岸ニ憲兵屯在及巡察ニ関スル件」（『密大日記』1917 年—1、防衛庁防衛研究所図書館所蔵）。
- 39) 寺内正毅宛古海厳潮書簡、1917 年 11 月 10 日（前掲『寺内正毅関係文書』57-2）。
- 40) 以下、局子街事件についての記述は、特記なき限り、外警 19 卷、103-117 頁。
- 41) 外務省政務局調査、前掲「満州及び支那各地に於ける外交方針扨格の実例」（栗原編、前掲『対満蒙政策史の一面』332 頁）。
- 42) 同前（栗原編、同前書、333 頁）。
- 43) 前掲『朝鮮憲兵隊歴史』第 5 卷、113-118 頁。
- 44) 〔朝鮮憲兵隊〕、1912 年 5 月 31 日、「恵山鎮対岸状況ニ関スル件」（前掲「不逞団関係雑件 朝鮮人ノ部 在満州」第 1 卷、所収）。
- 45) 朝鮮憲兵隊司令官宛外事課長、1924 年 5 月 13 日、「長白県駐紮日本憲兵並越江電話撤退方ニ関スル件」（〔外事課〕『支那国境関係書（1920～24 年）』、前掲『日政文書』文書番号 88-44、f. 150）。さらに、1916 年 5 月には、長白事件以後日本がもっていた渡船権をめぐって、派遣所憲兵を中国巡検が包囲するという事件も生じた（憲兵隊長宛恵山鎮憲兵分隊長、1916 年 5 月 4 日、「恵山鎮渡船経営権紛擾事件ニ関スル件」（〔外事課〕『支那国境関係書（1916～18 年）』f. 689-696）
- 46) 斎藤実朝鮮総督宛船津辰一郎奉天総領事、1924 年 5 月 13 日、「長白県駐紮日本憲兵越江電話撤退方ニ関スル件」（〔外事課〕、前掲『支那国境関係書（1920～24 年）』f. 153-154）。
- 47) 朝鮮憲兵隊司令部「明治二十九年以降 朝鮮憲兵ノ活動状況」（防衛庁防衛研究所図書館所蔵、満洲—朝鮮 3）によれば、1931 年現在も長白派遣所は引き続き存続していると記されている。
- 48) このとき、朝鮮軍と憲兵警察は間島及び安東に出動して在留日本人朝鮮人の「保護」と排日朝鮮人の排除することを計画していた。ただし、中国側の 21 箇条要求受諾によってこれは実行されなかった。松田「日本陸軍의 中国大陆侵略政策과 朝鮮——1910-1915 年」서울大学校韓国文化研究所編『韓国近代社会와 文化Ⅱ——1910 年代植民統治政策과 韓国社会의 变化——』ソウル大学校出版部、2005 年）119-120 頁、参照。
- 49) 以下、特記なき限り、外警 19 卷、160-172 頁による。
- 50) 派遣された守備隊の人数は史料によりまちまちである。『京城日報』1917 年 9 月 18 日付夕刊や外警 19 卷、161 頁の記述では約 80 名、10 月 8 日付岩城琿春分館主任宛本野外相電報要旨では 222 名（外警 19 卷、170 頁）、本文でも後で引用する中国側の吉林督軍省長發外交部宛電報では「三、四百名」とされている（外警 19 卷、166 頁）。
- 51) 『松川敏胤朝鮮日記』（仙台市博物館所蔵）1917 年 9 月 23 日、9 月 24 日。
- 52) 大島宛古海、前掲「対岸ニ憲兵屯在及巡察ニ関スル件」。
- 53) 前掲『松川敏胤朝鮮日記』1917 年 8 月 28 日、8 月 30 日、8 月 31 日。
- 54) 間島総領事館には 1909 年の開設にともない分館が局子街・頭道溝・琿春・百草溝に設置され、それぞれに領事館警察が配置されていたのに対して、安東領事館（06 年開設）の場合は 17 年の通化分館設置以前は分館がなく、領事館警察派出所の設置も 1914 年以降だった（渾水泡派出

所-14 年, 三道浪頭派出所-同前, 大孤山派出所-16 年, 接梨樹派出所-17 年, 通溝派出所-同前, 石頭城派出所-18 年)。

- 55) 日清通商航海条約により日本が「帝国臣民」(日本人・朝鮮人)に対して有するとされた領事裁判権・領事警察権は本来は未開放地には適用されないものだったが, 領事裁判権の「属人的性格」という理論で開放地外の日本人にも適用するようになっていく(荻野, 前掲『外務省警察史』171-172 頁)。特に南満東蒙条約(後述)により南満洲における帝国臣民の自由往来が可能になると領事裁判権・領事警察権の適用範囲は拡大した。鴨緑江対岸の場合がこのケースに当たる。一方, 間島においては, 間島協約によって, 商埠地(開放地)以外では朝鮮人に対する法的支配権を中国に委ねてしまい, 南満東蒙条約成立以降も同条約に対する日中の解釈の差異により, 間島在住朝鮮人に対する日本側の完全な法権適用は難しかった(李盛煥, 前掲『近代東アジアの政治力学』132-141 頁)。
- 56) 古海巖潮宛寺内正毅書簡, 日付不明(山本四郎編, 前掲『寺内正毅関係文書 首相以前』467-468 頁)。以下, 本文で引用する同時期の書簡も同書, 467-469 頁から引用した。
- 57) 寺内宛松川敏胤書簡, 1917 年 9 月 24 日(前掲『寺内正毅関係文書』156-2)。松田, 前掲「日本陸軍の 中国大陸侵略政策と 朝鮮」122 頁, 参照。
- 58) 大島宛古海, 前掲「対岸ニ憲兵屯在及巡察ニ関スル件」。
- 59) 前掲, 寺内宛古海書簡, 1917 年 11 月 10 日。
- 60) 外務大臣宛朝鮮総督, 1918 年 5 月 24 日, 「鴨緑江対岸ニ警務機関設置ノ件」([外事課], 前掲『支那国境関係書 (1916~18 年)』f.762)。1917 年 9 月に長谷川総督が対岸への憲兵の配置を要求したことは, この文書中に「朝憲密警第一八三号ヲ以テ申進」したと言及されているが, 「朝憲密警第一八三号」の正文が見つからないため, 長谷川の要求の具体的な内容はこれ以上判らない。
- 61) 同前, f.761-763。
- 62) 予算案の内訳は, 間島へ警視 1, 警部 11, 巡査 90, 計 102 名を増員し, この他, 台湾籍民対策として華南に 30 名を増員するものとされている(第 40 回議會・衆議院予算第一分科會議録・第 4 回, 1918 年 2 月 6 日, 林毅陸委員に対する藤田敏郎総領事の答弁)。
- 63) 後藤外相宛鈴木間島総領事代理, 前掲「間島新施設ニ関スル件」(外警 19 卷, 182-188 頁)。以下, 間島領事館警察の拡張については, 外警 19 卷, 182~205 頁による。
- 64) 警部(計 12 名採用)については, 日本人警部 9 名のうち 5 名と朝鮮人警部 3 名全てを総督府から採用することになり, 巡査(計 120 名採用)については, 日本人巡査 60 名のうち 40 名を総督府から採用, 朝鮮人巡査 60 名のうち 50 名を総督府から採用することになった。
- 65) 「在間島総領事館及同分館警察機関ノ警察官配置人員表」(外警 27 卷, 280 頁)。
- 66) 金泰国, 前掲論文, 91 頁。
- 67) 外務大臣宛朝鮮総督, 前掲「鴨緑江対岸ニ警務機関設置ノ件」, f.763, 790。
- 68) 山県伊三郎政務総監宛宇佐美勝夫内務部長官電報, 1918 年 5 月 18 日([外事課], 前掲『支那国境関係書(1916~18 年)』f.765)。

要 旨

朝鮮総督府は、韓国併合当初から中国との陸接国境地域の治安を重要課題と見ていた。間島地域では、総督府から憲兵と朝鮮人警察官を派遣・駐在させていた。在間島領事館の要請で憲兵を治安維持のために派遣する場合もあった。他方、鴨緑江岸では、総督府の憲兵・警察官は常駐しておらず、現地領事館との連携の度合いは小さかった。

とはいえ、基本的な行動の枠組みは両地域とも共通していた。憲兵による対岸地域の内偵や組織的調査、憲兵・守備隊による対岸への出動と警察活動・軍事行動といった点である。総督府・朝鮮憲兵隊は、豆満江岸（間島）・鴨緑江岸の両地域を一体の国境警備問題として認識していた。

このような認識のもと、総督府は、1910年代後半以降、国境警備体制の刷新に着手した。1916年秋、寺内正毅総督は、朝鮮軍守備勤務規定の改訂を通じて、対岸への憲兵・守備隊の越境派遣体制を整備した。さらに翌年秋以降には古海^{いずしお}厳潮朝鮮憲兵隊司令官・長谷川好道総督が対岸に憲兵を常駐させる構想を打ちだす一方で、間島領事館に総督府から大量の警察官を送りこんだ。

1910年代は、20年代のように国境対岸からの武装抗日運動勢力による朝鮮内侵攻が現実的な脅威となっ^てはいない。しかし、国境対岸地域に対して直接的な警察力を行使しようとする総督府の志向は、早くもこの時期に確認することができ、それは具体的な活動や構想として展開していたのである。

キーワード：朝鮮総督府、国境警備、憲兵、朝鮮軍、間島

Summary

From the time of Korea's annexation in 1910, the Japanese Government-General in Korea saw public security in the area near the border with China as a significant issue. In the Jiandao region, for example, Japanese military police and Korean police officers were dispatched and stationed by the Japanese Government-General, and there were also cases in which military police were sent to maintain public security at the request of the Japanese consulate in Jiandao. On the other hand, on the China-side of the Yalu River, where Government-General military police and regular police officers were not permanently stationed, the degree of cooperation between the Japanese Government-General in Korea with local Japanese consulates was small. Even so, the framework of basic police activity in both regions was similar when it came to matters of local reconnaissance, organizational investigation, and security operations by military police and garrison forces. The Japanese Government-General and Japanese military police in Korea understood the Tumen and Yalu river regions to be two parts of a single border security problem.

Based upon this sort of understanding, the Government-General began to reform the border security system in that region during the late 1910s. In the autumn of 1916, Governor-General Terauchi Masatake crafted a system for the border-crossing dispatch of Japanese military police and security forces in Korea by revising the security work regulations of the Japanese garrison army in Korea. In addition, from autumn of the following year, Commander Furumi Izushio of the Japanese military police in Korea and Japanese Governor-General in Korea Hasegawa Yoshimichi settled on the plan to permanently station military police forces in Jiandao, while sending a large number of Government-General police officers to the Japanese consulate in that region. During the 1910s the fear that armed anti-Japanese resistance activity across the border might destabilize Japanese rule within the Korean peninsula was not yet as real as it would be during the 1920s. The aim of the Japanese Government-General to administer police authority directly in the border region, however, was already evident in this early period, and that intention took concrete shape through various actions and plans.

Keywords : Japanese Government-General in Korea, border security, military police, Japanese garrison Army in Korea, Jiandao